

改訂版「老人ホームでかかる月々の費用」

一年以上前に老人ホームの月額利用料についてお伝えしましたがご要望が多いので今回改めて老人ホームの月々にかかる費用についてお伝えしたいと思います。

老人ホームやサービス付高齢者住宅（サ高住）のご入居をご検討の方から、一番多くご質問いただくのは「月額利用料以外にかかる費用はどれくらい掛かりますか」というお尋ねです。だいぶ前にも月額利用料についてお伝えしましたが、改めてお知らせしようと思います。施設のパンフレットやインターネット上のホームページに書かれている月額利用料とは **①家賃+②管理費+③食費=月額利用料**となる場合がほとんどです。月額利用料はすべてのご入居者様が支払う費用になります。まずはこの月額利用料についてご説明しましょう。



◇ 月額利用料の内訳は

① 家賃

有料老人ホームやサ高住の場合、施設の立地場所・人員配置や医療面などのサービス内容や居室のグレードにより施設や部屋ごとの家賃が異なります。そのため東京都内の地価の高い場所にある施設は高額になる傾向があります。また看護師が24時間常駐していたり、人員配置が手厚かったりするとそれだけ人件費・設備費がかかるため、毎月かかる家賃は高くなります

② 管理費

管理費とは、施設を維持していくうえで毎月必要となる費用となります。

管理費には水道光熱費や、レクリエーション費用、設備維持費などが含まれていることが多いですが、どのような項目が管理費に含まれるかは施設によって異なります。見学した時に確認してください。管理費の額は施設によって数万円から20万円位まで大きく差があります。

③ 食費

食費の設定は各施設が独自に行っており、請求方法も異なります。1日3食分を定額で決めている施設もあれば、1食ごとに費用を細かく決めている施設もあるので確認が必要です。なお、食事を抜いた場合、その分を差し引いて食費を請求されるのが一般的です。

最近の傾向では厨房管理費（厨房に係る人件費等の維持費）と食材費を分けて「食費」と表記したり、厨房管理費は管理費に含めて食材費だけを食費としたりする施設が増えています。

欠食した場合の計算方法は見学時に確認してください。

一部の施設ですが朝食は和食か洋食、昼食や夕食はいくつかのメニューから選ぶことが出来るセレクトメニューサービスを導入しているところもあります。

上記以外にかかる費用は次のページでひとつひとつご説明しましょう。

◇ 月額利用料以外にかかる費用

月々の費用を①～⑨の項目でご紹介していますが、これですべてではなく、施設により管理費に含まれていたりする場合も有ります。詳細はご見学時にご確認ください。

① 介護保険の自己負担分

月額利用料以外にかかる費用のうち、一番金額が大きいのは介護保険サービスの自己負担額になります。介護保険で「特定施設」として都道府県から指定を受けた施設では、「特定施設入居者生活介護」という介護サービスを受けることができます。これは介護付き有料老人ホームや特定施設の指定を受けた一部のサービス付き高齢者向け住宅で、食事や入浴の介助をはじめとするさまざまな日常生活サポートサービスを受けられます。

月々の介護サービス費は料金が定額となっているので、どれだけサービスを受けても費用は変わりません。下の表は介護度によって定額で支払う金額の例になります。介護保険の負担額は地域や施設で受けられるサービスの違いにより多少変わります。

※ 1 単位10円の地域の場合

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額1割場合	5,460円	9,330円	16,140円	18,120円	20,220円	22,140円	24,210円
単位/月	5,460単位	9,330単位	16,140単位	18,120単位	20,220単位	22,140単位	24,210単位

出典：『介護報酬の算定構造（令和3年4月施行版）』（厚生労働省）

上の表は所得に応じて定められた自己負担割合が1割の方の表になります。自己負担割合は1・2・3割の3段階に分かれています。上記表にそれぞれの負担割合を掛けてください。

住宅型有料老人ホームや特定施設でないサ高住で介護保険を利用する場合、自宅で訪問介護やデイサービスを利用するのと同じように、介護度と地域によって上限額が決まっている介護保険サービスを利用します。特定施設と違って介護サービスは利用した分だけ支払う仕組みです。一部の住宅型老人ホームでは別途生活サポート費がかかる場合があります。



介護保険の自己負担割合について

介護保険サービスを利用した場合、原則自己負担割合は1割ですが、定められた所得がある高齢者については自己負担割合が2割もしくは3割になります。負担割合は「前年の年金収入＋その他の所得」から「各種控除や必要経費など」を差し引いた、金額により決まります。遺族年金と障害者年金については所得と見なされません。例えば、65歳以上の一人暮らしの方で「年金収入＋その他の所得額」が年間340万円以上ある場合は3割負担に、280万円以上340万円未満の場合は2割負担になります。

ご夫婦の場合は「年金収入＋ほかの所得額」の合計が年間346万円以上で2割、463万円以上で3割負担になります。一世帯に65歳以上の方が何人いるかによって、保険料負担割合は異なります。

自己負担割合が1～3割のどれに該当するかは、毎年7月頃に「介護保険負担割合証」が送られてきて確認ができます。

◇ 介護保険の払い戻し制度（高額介護サービス費）

介護保険認定を受けると、定められた負担割合で介護サービスを利用できます。この自己負担の上限額を定めたのが、**高額介護サービス費**です。毎月の負担上限額を超えた分は、申請することで還付されます。

右の表は所得別の負担上限額を示したものです。

（世帯）とは世帯合算が可能という意味で、個人では上限を超えていなくても、同じ世帯に介護サービス利用者が複数がいれば合算して申請ができます。夫婦2人とも介護認定を受けていて、合算利用額が右表の負担上限額を上回れば、超えた分が払い戻されます。

区 分	負担の上限額(月額)
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上	140, 100円 (世帯)
課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) ～ 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満	93, 000円 (世帯)
市町村民税課税～課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満	44, 400円 (世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24, 600円 (世帯)
前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24, 600円 (世帯) 15, 000円 (個人)
生活保護を受給している方等	15, 000円 (世帯)

厚生労働省HP資料より

②医療費

往診の先生との契約をすると、施設内で月2回の受診と健康管理を行ってくれます。夜間の緊急対応も行ってくれます。



《薬局との契約》

今まで飲んでいた薬や、往診の先生が指示した薬は施設に届けてくれます。薬局に取りに行く必要はありません。



③水光熱費

管理費の中に含まれている施設が多数です。施設によっては、各部屋にメーターが付いており使用した分だけ支払う施設や定額を支払う施設もあります。



④寝具レンタル費

管理費の中に含まれている施設が多数ですが、月額で3,000円～5,000円位でレンタルする施設もあります。施設の寝具を使用するメリットは、汚れてしまっても直ぐに取り換えてもらえることです。

⑤レクリエーション費

基本的には無料。陶芸・フラワーアレンジメントなどの材料費、外出レクの入館料や食事代などは有料です。施設により毎月1,000円程積立し、誕生会や大きなイベントなどに利用する施設もあります。



⑥介護用品（車椅子・歩行器など）

住宅型では介護保険を利用し車椅子や歩行器・居室の手すりなどが借りられます。介護付では管理費に含まれる場合が多いですが、施設によって自費になる場合もあります。他にオムツやリハパンなども自費になります。詳細は見学時にご確認ください。

⑦消耗品

居室で使用する、ティッシュペーパーや歯ブラシ・歯磨き粉など。



⑧嗜好品

好きなお菓子や飲み物を買ってきてもらったり、施設に売りに来るパン等を購入した時。



⑨理美容代

施設に理容師・美容師の方が来てくれます。カットだけでなく、髭剃り・パーマ毛染めもしてもらえます。



◇高額医療・高額介護合算療養費制度

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日から始まり翌年7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額であった場合に、自己負担額を軽減する制度です。右の表は70歳以上の方がいる世帯の限度額の例になります。申請をすることによって限度額以上の負担額の一部が払い戻されます。負担上限額などの計算方法にはいろいろ条件があります。詳細はお住いの自治体へお問い合わせください。

合算した場合の限度額（年額） 毎年8月から翌年7月まで

所得区分	総所得金額等	医療保険+介護保険
上位所得者	901万円超	212万円
	600万円～901万円以下	141万円
一般	210万円～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

厚生労働省HPより

月額利用料以外にかかる費用の概算は1割負担の方で4～5万円

◇まとめ

月額利用料とそれ以外にかかる費用についてご説明をしました。高齢者住宅でかかる月額費用はご説明した、いろいろな費用がかかります。私どもが施設をご検討者の方にご説明するときは「介護保険負担割合が1割の方で月額利用料以外にかかる費用は月額で4～5万円位です。」とお伝えします。もちろん介護度や運営会社によって費用は変わってきますので、これはあくまでも目安です。施設をご検討の初期段階ではこれを目安にしてお考えください。介護保険と医療保険の負担割合が2割か3割の方は4～5万円のうちそれぞれの保険分を負担割合で乗じた額でお考えになると良いと思います。

月額費用以外でよくご質問いただくのは、「入居金プランと入居金なしプランのどちらが良いか」というお尋ねです。入居金に関しては過去にも詳しく特集いたしました。どちらが良いかを総支払額で考えます。ご入居される方の年齢やご病気などで想定される利用期間によって違ってきます。仮にご入居される方の年齢が85歳の女性だとすると、超高齢者社会の日本では85歳女性の平均余命は8.28歳（厚生労働省令和4年簡易生命表による）になります。平均余命はあくまでも平均です。私どもは「100歳までご利用になるこ

とを前提にご予算をご検討下さい」とお伝えします。詳細については、ファイナンシャルプランナーもいる「ホームあしすと入居相談室」へ是非ご相談ください。

一言コラム



先日、有料老人ホームの費用は医療費控除の対象になりますか？とご質問をいただきました。残念ながら、有料老人ホームでかかる費用のすべては医療費控除の対象にはなりません。しかし月々の費用のうち、毎日使うおむつ代や訪問診療等の診察代・お薬代については、医療費控除の対象になります。

おむつ代で医療費控除を受ける場合は、かかりつけ医に「おむつ使用証明書」を発行してもらう必要があります。それにより、紙おむつが本人にとって必要な医療行為であると認められた場合は医療費控除の対象になります。医療費控除を受ける条件や方法などの詳細は税務署や税理士へお問い合わせください。

おむつ代で医療費控除を受ける場合は、かかりつけ医に「おむつ使用証明書」を発行してもらう必要があります。それにより、紙おむつが本人にとって必要な医療行為であると認められた場合は医療費控除の対象になります。医療費控除を受ける条件や方法などの詳細は税務署や税理士へお問い合わせください。



プロの観点で
ご提案します

親身になって
万全サポート

相談費用は
いたしません

もしも迷ったときは・・・ ホームあしすと入居相談室へ

高齢者住宅のちょっとした疑問やご質問などがありましたら、「ホームあしすと入居相談室」へご相談ください。ショートステイのお手伝いも致します。

お陰さまで武蔵野市吉祥寺にて開業18年目を迎えました。施設を知り尽くしたプロの視点から、お一人おひとりに合った施設を探し、親身になってご提案いたします。施設の見学、ご契約、アフターフォローまで、万全の体制でご相談にお答えします。まずはお気軽にご連絡をください。お待ちしております。

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度 届出番号：20-0122

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目28-6-107 迦葉武蔵野第3（吉祥寺駅北口徒歩5分）

ホームあしすと
入居相談室



0120-428-165

<http://senior-support.co.jp/>

受付10:00～19:00（日曜・祝日は休み※）

ホームあしすと

